

## 学位請求論文審査の報告

報告番号 甲 第 号

氏名 阪井 裕一郎 君

論文題名 家族主義と個人主義の歴史社会学

— 近代日本における結婚観の変遷と民主化のゆくえ —

審査担当者

主査 慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員

教育学修士 渡辺 秀樹

副査 慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員

博士（社会学） 澤井 敦

副査 慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員

博士（社会学） 岡田 あおい

副査 奈良大学社会学部教授

家政学修士 宮坂 靖子

### I 本論文の課題と内容構成

本論文の分析対象は「近代日本における家族主義と個人主義の対立によって成り立つ言説構造」である。各章を通じて、明治期から現代まで、家族や結婚をめぐる言説においてたびたび立ちあらわれてくる「家族主義」と「個人主義」の対立／振り子構造を描き出し、その構造がはらんでいる問題を探っている。そして、こうした「家族か個人か」という枠組みのもとでは、さまざまな「つながり」や「連帯」が「家族」に篡奪されているがゆえに、「個人」は民主主義に求められるような連帯を築くことができず、「個人」に何らかの問題が生じた際に、たやすく「家族」を絶対視する論理の側にやり戻されてしまうという機構の解明を本論文の課題としている。本論文では、家族主義と個人主義の振り子構造の原因を突き止めるために、言説構造それ自体を批判の俎上にのせて分析を試みる。そして最終的には、こうした言説構造から脱却するために、「家族の民主化」という理念を再構築することが必要であると主張している。

本学位請求論文の構成は以下のとおりである。

目次

## 序章 家族主義と個人主義の振り子

1. 問いの設定
2. 分析の対象
3. 本論文の構成と概要

## 第1章 家族主義と個人主義——明治・大正期の知識人の言説から

1. はじめに
2. 家族主義という自画像の形成
3. 家族主義批判としての「家庭」言説
4. 民主主義の条件としての「情念」

## 第2章 媒酌結婚と恋愛結婚——結婚をめぐる家族主義と個人主義

1. はじめに
2. 媒酌人と近代
3. 民法編纂と媒酌人
4. 媒酌結婚をめぐる規範的言説
5. 小括

## 補章 結婚媒介の思想と政治——家族主義と優生思想に注目して

1. はじめに
2. 「自由恋愛」批判にみる媒介婚主義の諸相
3. 結婚媒介の国家的管理
4. 小括——恋愛結婚と媒酌結婚の関係

## 第3章 独身者批判の論理と心理——戦前期の出版物を通して

1. はじめに
2. 「家族主義」思想と独身罪惡論
3. 非難される独身女性——「良妻賢母」と「職業婦人」
4. 戦争・科学・独身
5. 小括

## 第4章 事実婚と法律婚の問題構成とその変容

1. はじめに
2. 法律婚主義か事実婚主義か——民主化をめぐって
3. 事実婚問題の変容——民主化論から多様化論へ
4. 現代の事実婚と民主主義

## 第5章 夫婦同姓と夫婦別姓——家族主義と個人主義の対立をこえて

1. はじめに
2. 夫婦別姓をめぐる争点
3. 別姓夫婦の多様性
4. 小括——境界線をめぐる議論へ

## 第6章 戦後家族論の「家族主義」批判と「個人」への視線

1. はじめに
2. 「家族の民主化」論における家族主義批判
3. 「マイホーム主義」批判——高度経済成長期の家族主義
4. 近代家族論の再検討——家族主義批判と「個人」の捉え方
5. 小括——家族主義からの脱却へ

## 第7章 家族の民主化——未完のプロジェクト

1. 問題の所在
2. 「家族の民主化」論再考
3. 後期近代における民主的家族
4. 〈未完のプロジェクト〉としての「家族の民主化」
5. 小括——家族社会学への示唆

## 終章 民主化のゆくえ——振り子からの脱却の方法

1. 「家族主義」からの脱却と「親密圏」の再検討
2. 結婚による「分断」をこえる——ケアと再生産の再定位
3. 法／権力と「家族の民主化」
4. 家族／結婚のカテゴリー変革
5. 結論——振り子脱却のための三本柱

注

参考文献一覧

## II 論文内容の概要

本論文は、第1章から第5章において、結婚をめぐる諸事象をケーススタディとして分析し、第6章と第7章では、家族社会学それ自体を歴史分析の対象とする。以下に各章の概要を示す。

第1章では、近代台頭期に先鋭化した「家族主義」と「個人主義」の対立がいかなる内容であったのかを、明治後期から大正期の知識人の論考や政策言説を資料に用い、分析をおこなっている。まず、家族主義を称揚する知識人の言説を検討し、なぜ「家族主義」が声高に唱えられたのか、その意味と目的を探る。続いて、社会主義者などの「革

新」の論陣から提唱された、「家庭」言説を検討し、そこから家族主義批判が内包していたある種の逆説、つまり家族国家観との共通性を明らかにする。最後にこれらの歴史的検討をふまえ、近年の政治哲学の議論を参照しながら、家族主義と民主主義の関係を理論的に問い返していく。ここでは、家族主義が個人主義の理念を包摂しつつ、近代的な社会統合の理念として語られたことを描きだしている。

第2章では、明治期における「媒酌結婚／恋愛結婚」をめぐる規範的言説を事例として、当時の民衆に読まれた結婚をめぐる出版物を資料とし、家族主義と個人主義の言説構造を検討している。明治期には、結婚をめぐる言説においても家族主義と個人主義の対立が先鋭化した。その際、家族主義＝タテの論理＝媒酌結婚／個人主義＝ヨコの論理＝恋愛結婚という対立構造があらわれる。個人主義と家族主義という二つの思想をめぐる当時の言説を検討することで明らかになったとするのは、媒酌結婚が、「恋愛」や「個人の意志」といった近代的理念を否定することなく、それらを包摂しつつ制度化されていく様相である。つまり、結婚における媒酌人の介在が、個人主義と家族主義の矛盾をいわば超克する象徴として機能していたとする。媒酌結婚と恋愛結婚の分析から、個人主義が家族主義の論理の中へと回収されていく事態を析出する。なお、補章では戦時期にまで対象を広げて、優生学の影響に触れながら、恋愛結婚と媒酌結婚の対立関係を再検討している。

第3章では、「既婚者／独身者」をめぐる戦前の言説を事例として家族主義と個人主義の対立構造を分析している。ここでは、「独身者」に対する批判的なまなざしの起源を探るべく、近代台頭期までさかのぼって、独身者への「批判」言説を検討する。家族や結婚という制度からこぼれ落ちた人たちは当時どのようにみなされていたのか。戦前日本において、結婚しない独身者は、「個人主義」の発現として、家族主義や国家主義の論理から否定されていた。そして、それは特に職業婦人や女子教育への批判とともに語られる傾向が強く、ジェンダー非対称な批判的言説でもあった。本章では戦前日本の出版物を通して、「家族主義」「良妻賢母」「科学」という、独身者批判の三つの論理を提起している。

第4章では、「法律婚／事実婚」に関する言説の変遷を事例として、家族主義と個人主義の二項図式的な議論がはらむ問題を検討している。まず、戦前から戦後を通じて、家族研究のなかで事実婚がどのような理念や社会構想とともに語られており、その「問題」がどのように社会的に構成され現在に至るのかを、家族研究者たちの視座の変容に焦点をあて考察している。注目するのは、戦後の民主化論者たちが、戦前の家族制度や家族主義を批判する視点から、「事実婚主義」を否定し「法律婚主義」を主張していたことである。ここでは、民主化論者たちの限界だけではなく、その問題意識を適切に把

握ることが重要であることを指摘している。つまり、結婚や親密な関係をめぐる法や権利のもつ意義を再検討し、そして、このような歴史的検討から導かれる現代の家族研究の課題の提示を試みている。

第5章では、「夫婦同姓／夫婦別姓」の言説を事例として、家族主義と個人主義の二項図式がはらむ問題を検討する。家族主義と個人主義をめぐる対立は、「姓」をめぐる議論でも顕在化する。ここでは、夫婦別姓をめぐる賛否の言説を検討し、その対立軸を明確化している。夫婦別姓を希求する人のなかには、家系の継承を理由とする保守派も多く存在し、その一方、戸籍が補強されることを理由に別姓の制度化を否定するリベラル派も存在する。それゆえ、家族主義か個人主義か、あるいは保守かリベラルかといった二項図式をこえた議論が必要であることを示している。さらに、著者がおこなったインタビュー調査のデータも示しつつ、姓を「個人の自由」の視点から論じていく必要があることを提起する。

以下のふたつの章では、過去から現在までの「家族社会学」の動向を歴史的に検討したうえで、理念としての「家族の民主化」を再定位することを試みている。

第6章では、戦後の家族社会学の視座構造の変遷を「家族主義批判」に焦点をあて分析している。戦後家族研究は、「家族主義」への批判を通してどのような「個人」を想定し、どのような社会を構想してきたのだろうか。戦後初期の「家族の民主化」論は、戦前の家族主義を主な批判対象とし、高度成長期以降には「核家族の孤立化」や「家庭中心主義」などの「マイホーム主義」が問題化されていた。そして、80年代から現在にいたるまでの家族社会学は、主に福祉やケアをめぐる、規範・制度の両面における家族主義を問題化してきた。この章では、家族主義批判の系譜を概観することで、戦後家族研究に通底する共通の問題意識——個人の主体性と連帯の必要——を発見し、家族社会学がこれから目指すべき方向性を示している。

第7章では、戦後の家族研究における「家族の民主化」論の再考を通じ、「家族の民主化」の理念が個人化や多様化によって特徴づけられる後期近代において、いまなお重要な理念であることを提起する。まず戦後の家族研究の課題として掲げられた「家族の民主化」論を再検討している。家族の民主化論には多くの批判がなされ、近年の家族社会学でこの用語が理念として取り上げられることはなくなった。しかし、民主化批判は、「家族の民主化」論の限界が、民主化の理念そのものではなく、「家族の例外化」にあったという重要な問題点を看過してきたとする。戦後の民主化論が「家族の例外化」に立脚してきたことを問題化したうえで、「家族の民主化」の実現の可能性を、近年のギデンズの「親密性の変容」論や「民主的家族」を検討することで探究している。そして、ギデンズの議論は、近年高まりつつある「家族の脱中心化」の議論へと接続するこ

とにより有効となることを提案している。家族関係に民主主義の原理は適用できないとする前提こそが、これまでの家族論の基底にあった背後仮説であったと捉え、この二分法を超越するための視座の提示を試みる。すなわち、「家族の民主化」を〈未完のプロジェクト〉として家族社会学の中心的課題に引きもどすことが重要だと主張している。

最後に終章では、ここまでの議論と各章で得られた知見をふりかえりながら、家族主義と個人主義の振り子を脱却するための方策を提示している。「家族の民主化」の理念を取り戻すことの重要性とその道筋について議論している。具体的には、1) 親密圏と社会統合の再考、2) 再生産と依存関係の再定位、3) 法／権力への視点の転換、4) 家族カテゴリーの変革、である。それらをひとつひとつ詳述した上で、以下の結論に至る。

家族／結婚のみを特権化することには多くの問題があり、制度・規範の両面で「家族の脱中心化」が推進されていく必要がある。そのことが自由や平等、主体的選択、対話、暴力の排除といった「家族の民主化」を可能にする。その際、「家族」や「結婚」という名で語られるカテゴリーそのものも同時進行的に変革されていかなければならない。

家族主義と個人主義の振り子構造から脱却するために必要なのは、「家族の民主化」「家族の脱中心化」「家族カテゴリーの変革」の三つを連動的に推進することであると結論している。

### III 本論文の評価

明治期から現代に至る「家族」に関する言説がいかに揺らぎながら論じられてきたのか、またその揺らぎの中で変容しながらも「家族」に収斂して行く日本社会の構造的特質が明確に論じられた、たいへん興味深い論文である。個人主義と家族主義の揺り戻し構造の解明という問題意識、両者の二項対立的な見方の脱構築を目指す斬新な試みである。また、単に家族主義と個人主義という対立言説の分析にとどまらず、その知見から現代社会の課題を導きだし、家族主義と個人主義の振り子構造から脱却するための新たな枠組の提示にまで至っている点は、家族社会学への大きな貢献であると考えられる。

さらに、こうした分析と枠組の提示の過程は、家族という具体的な現象を扱いながら、現代社会学や現代社会論の動向を十分に意識して展開されており、家族社会学のみならず、そうした分野に対しても示唆に富む議論となっている。

家族社会学においては、戦前の「家」研究と戦後の家族研究の断絶は長い間指摘されてきたが、両者を連結させる研究は数少ない。本論文は、両者を連続させる試みであり、家族社会学に新たな地平を切り拓いたと評価することができる。

他方、本論文の問題あるいは今後の課題としては、以下の点が挙げられる。①歴史社会学として、資料の検討と批判をさらに十分におこなうべきである。②「家族主義」

と「個人主義」の対立構造の変遷の言説分析が課題とはいえ、これらが、どのような概念として設定されるのかは、最初に示しておくべきであろう。③ 扱われた期間（戦前から戦後）は、近代家族論と重なる。本論文は近代家族論を意識しながら展開しているが、鍵概念としての「情緒性」に対する歴史社会学的掘り下げは十分とは言えない。「情緒性」概念の多義性や変容を丁寧に追うことが今後の課題のひとつである。④ 本論文は知識階級の言説が中心となっている。一般庶民の言説や生活実態とのズレや多義性という空間的な広がり、さらには時間的な言説の変遷を、どのように位置づけ、研究に組み込んでいくのか、今後の課題である。⑤ 本論文を構成する各章は、査読雑誌（『社会学評論』、『ソシオロジ』、『家族研究年報』ほか）に掲載のものを改稿したものでもあり質の高さは十分であるが、全体として、多様な家族的現象をとり挙げて言説分析をおこなった第5章までと、そこから家族研究と現代社会の課題を導きだす第6章以降との構成には、さらなる工夫が必要であると考えられる。

しかし、これらは、挑戦的な課題に取り組んだ本論文だからこそその問題ということもできる。研究への高い評価と期待の大きさは変わらない。今後の家族社会学の研究の方向性にも大きな示唆を有するものと評価しうる。

審査員一同は、本論文が博士（社会学）の学位を授与するに相応しい内容と判断し、ここに報告する。（なお、本論文の公開審査は、2014年2月1日に実施している。）